

平成24年度 提案型協働事業制度

制度の目的

本制度は、地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とする。

制度の概要

市民団体に次のような事業提案を募集し、提案団体と関係課の協議及び選考会を経て採択された事業を平成24年度の事業としてモデル的に実施する。

- 公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図れる事業
- 市民と行政が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業
- 市の事業として現在確立されていない事業
- 先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業
- 尼崎市第2次基本計画の方向性に沿った事業

選考委員

- 学識経験者 久 隆浩 (ひさ たかひろ)
近畿大学総合社会学部 教授
- 市民代表 桑山 信子 (くわやま のぶこ)
特定非営利活動 WACゆずり業 理事長
- 税理士 小早川 典子 (こばやかわ のりこ)
小早川典子税理士事務所 所長
- 学識経験者 能島 裕介 (のじま ゆうすけ)
特定非営利活動法人にしのみやNPO協会専務理事
- 市民代表 松井 定雄 (まつい さだお)
尼崎市市民運動推進委員会 副委員長



【選考結果】

1月20日締切		提案	関係課	提案団体と関係課の協議	2月24日開催	プレゼン選考会 選考委員意見	結果
市民提案型	NPO法人シンフォニー (代表 山崎 勲)	協働企画課	2月20日協議	市民活動推進担当	「協働」の時代における新しい「市民公益活動支援」やインフラストラクチャーとしての地域住民の団体、市民活動団体の活動基盤である「市民公益活動センター」の在り方に関する調査・研究及び今後の支援策づくりを目的とする。市民公益活動の支援に関する調査研究を、市民公益活動支援センターの在り方を含めて行い、政策提言を行う。これらの事業は行政とNPOの協働で実施していく。(また、2年目については市内に様々な団体等と連携し、市民活動センター機能のモデルケースを運営することについても検討する。)	地域特性を活かし、どのような市民活動センター機能のあり方が必要と考えられるのか、また、地域活動や活動団体支援の機能をより明確に示してほしい。	採択。
		事業内容	「協働」の時代における新しい「市民公益活動支援」やその拠点としての地域住民の団体、市民活動団体の活動基盤である「市民公益活動センター」の在り方に関する調査・研究事業を行う。 (1) 先験事例ヒアリング調査 (2) 本市の地域団体、市民グループのニーズ調査(アンケート調査) (3) 市民活動フォーラムの開催(1回)	関係課	「協働」の時代における新しい「市民公益活動支援」やインフラストラクチャーとしての地域住民の団体、市民活動団体の活動基盤である「市民公益活動センター」の在り方に関する調査・研究及び今後の支援策づくりを目的とする。市民公益活動の支援に関する調査研究を、市民公益活動支援センターの在り方を含めて行い、政策提言を行う。これらの事業は行政とNPOの協働で実施していく。(また、2年目については市内に様々な団体等と連携し、市民活動センター機能のモデルケースを運営することについても検討する。)	地縁型団体、テーマ型団体、その他各種活動に係る任意団体など様々な団体の横の連携をコーディネートする活動であればさらに良いと考える。今回の提案のような調査・研究事業であれば行政との協働事業の必要性が乏しく、提案団体の強みを生かし切れていないと考える。地域において市民活動センターに求められる機能を研究し、実験的にでも具体的に実践できる取組を組み立ててほしい。	
市民提案型	あまがさき人権まつり実行委員会 (代表 野村 恭三)	人権課	2月10日協議	「あまがさき人権まつり実行委員会」	「あまがさき人権まつり」が2001年から毎年開催されているが、行政は参加者数、市民側は、経費や広報等に課題を抱えている。	市との協働だけに拘らず、人権の分野を超えた協働が必要ではないか。そうすることでより多くの方々に人権の大切さを訴える機会となる。	採択。
		事業内容	本市では、「人権文化の息づくまち・あまがさき」の実現をめざし、12月の人権週間には、市民の手によって「あまがさき人権まつり」が2001年から毎年開催されているが、行政は参加者数、市民側は、経費や広報等に課題を抱えていることから、市民が開催までのプロセスに参画することで、課題を行政と市民が共有し、行政に把握しやすいマイノリティの人権課題を広く啓発するとともに、行政と市民の協働事業により、より広い市民の人権意識の高揚を図る。	関係課	「あまがさき人権まつり」が2001年から毎年実施されている。行政は参加者数、市民側は、経費や広報等に課題を抱えている。 「人権文化の息づくまち」の実現のため市民団体と協働することにより人権文化を広めるスケールメリットがある。 人権文化を創造するにあたって、当事者団体との協働事業によって相乗効果が期待できる。人権に対する市民の関心を向上させられる。実施までのプロセスで当事者からの人権課題を把握できる。 上記の相乗効果をより一層高めるべく、12月の人権週間にあわせて毎年実施している「人権週間のつどい」(主催:人権擁護委員ネットワーク協議会)と同日開催できるよう、主催者間の調整を行う。	目的は人権意識の向上であるなら、どれだけ人権について考えるようになったのかについて効果測定を行なうなど、客観的な指標が必要である。検証をしない事業を継続することの意義が見出しにくい。 実行委員会を開催すること自体が人権意識の向上に資する取組と考えるが、一方で実行委員会からまつりの開催に至るまでのプロセスを報告書にまとめるような工夫が必要である。 今まで人権週間において、個別に開催していた2つのイベントを同時に開催することで、どれだけ効率化が図れるのか。人権の取組は集約化することよりも、粘り強い取組こそが必要ではないか。 市民の自助で既に成立している事業に対して、あえて補助金を支出する説得性が見出せない。補助金以外の面で行政と団体が協働する手法が良いのではないかと。	
						【結論】 調査・研究事業のみで完結するのではなく、 行政と協働でモデル的に団体支援窓口を設置するなど、内容を再検討することにより採択する。	
						【結論】 補助金を支出せずに、他の人権団体との協働などコーディネート機能を行政が担うことにより採択する。	

1月20日締切		提案	関係課	提案団体と関係課の協議	2月24日開催	プレゼン選考会 選考委員意見	結果
市民提案型	あまがさき市民まちづくり研究会 (代表 正岡 茂明)		歴博・文化財担当	2月10日協議			選考会で示されたソフト事業転換の意志が提案団体にないため、 不成立。
	事業名: 尼崎城遺跡公開事業		中央図書館	・提案団体の趣旨・目的は理解できるが、現在図書館敷地内の地下に保存されている石垣の掘削及びその展示について、適切に石垣を保存・管理するために解決せねばならない技術的課題が多数(補強・排水・結露・防カビ対策等々)想定され、文化財保護法に基づく制約もあり、現時点では困難である。 ・石垣の場所は図書館駐輪場として整備されており、この一部撤去して掘削し展示するような投資経費は持ち合わせていないことから取組は困難である。 ・市内各所の矢穴痕のある石の運搬にあたっては、その所有、保管・管理者の同意、そこに置かれている意味(経過・理由)等も勘案し、慎重な対応が必要である。 ・矢穴痕のある石の歴史的・学術的価値について、一定の理解はでき、既に文化財収蔵庫前庭には城内各所から出土した矢穴痕のある石を他の中世石造物ともに保管・設置している。これを更に集積することで城内地区の魅力が直ちに高まるとは考えにくく、その効果に疑問が残る。 ・現在、歴博文化財担当に矢穴痕に関する専門的知見を有する職員はあらず、詳細については外部専門家への依頼が必要となる。	石を一箇所に運搬し集約する費用が高く、資金充当に偏りがある。石碑を地域の子供たちを含め、探索に行くスタンプラリーを開催するなど、市民を巻き込むイベントのようなものに転換した方が良いのではないかと。まずは、リストを作成し公表するなど、矢穴痕の石の価値を市民に周知することが重要ではないかと。 尼崎にお城があったこと自体を知らない市民が多い。まず知らせること、市民を巻き込むことが大事。知らせることで寄付をいただける可能性もある。 城址自体の歴史的な価値に目を向けられるようになったのは、明治時代からであり、歴史的資産を保存し、活用するためには早急に進めない方がよい。尼崎城の経緯を踏まえると、石垣だけに限らず当時使われていた材木なども市内に点在している可能性が高い。それら分布場所の知識については、歴博・文化財担当が保有していると考えられることから更なる連携を図ってほしい。 地図を作成し、配布して人を呼び寄せるなど、尼崎の発展に貢献できる可能性がある取組と考えられる。		
	事業内容	市内・市外多くの人々が、寺町や城内地区を訪れ、さらには周辺商店街への波及効果を期待し、本市の歴史的資産(矢穴痕)を活用し観光名所とするため、尼崎城址公園に、尼崎城や大坂城の石垣として使用されていた矢穴痕のある石を市内各所から集め、「矢穴展示場」を設ける。 また、中央図書館建設の際に尼崎城の石垣遺跡が発掘されており、その部分を強化ガラス等で上部から見えるようにする。	関係課	【結論】 まず、市民を巻き込むイベント等ソフト事業を実施する方が協働としては意義深い。 ソフト事業へ転換することを条件に採択する。			
行役政割の	(公園課)公園の使用許可等 (歴博・文化財担当)専門的知識及び説明書の作成 (中央図書館)工事許可等						

平成24年度 提案型協働事業制度(23年度採択・24年度継続事業分)

■ 制度の目的

本制度は、地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政双方向の協働の取組を進めるため、市民からの提案をもとに市民と行政がそれぞれの特性を生かし、認め合いながら、協働して地域課題の解決を図ることを目的とする。

■ 制度の概要

市民団体に次のような事業提案を募集し、提案団体と関係課の協議及び選考会を経て採択された事業を平成24年度の事業としてモデル的に実施する。

- 公益性、社会貢献性があり、地域課題や社会的課題の解決が図れる事業
- 市民と行政が適切に役割分担でき、協働による相乗効果が期待できる事業
- 市の事業として現在確立されていない事業
- 先進性、先駆性等、工夫やアイデアがあり、市民の視点から企画された事業
- 尼崎市第2次基本計画の方向性に沿った事業

■ 選考委員

- 学識経験者 久 隆浩 (ひさ たかひろ)
近畿大学総合社会学部 教授
- 市民代表 桑山 信子 (くわやま のぶこ)
特定非営利活動 WACゆずり薬 理事長
- 税理士 小早川 典子 (こばやかわ のりこ)
小早川典子税理士事務所 所長
- 学識経験者 能島 裕介 (のじま ゆうすけ)
特定非営利活動法人にしのみやNPO協会専務理事
- 市民代表 松井 定雄 (まつい さだお)
尼崎市市民運動推進委員会 副委員長



【選考結果】

提案		関係課	提案団体と関係課の協議	2月24日開催 書類選考会 選考委員意見	結果
市民提案型	尾浜地区県民交流広場地域推進委員会 テーマ：要介護・要支援高齢者在宅生活サポート事業 事業内容：介護保険制度のサービスのすき間を埋めるサポート(病院への付き添いなど)を地域のマンパワーにおいて行う。依頼をもとにコーディネーターが調整作業を行い、登録制の「すき間介護」を行う地域の有償ボランティアスタッフと依頼者をつなぐ。 行役割の：システム運用にかかる財政援助及び事務の連携、システム構築のための側面援助(地域諸団体へのあと押し)、具体的なケア検討会・研究会での協力体制の確立	高齢介護課	関係課 高齢介護課は平成25年度に向け、予算化を検討しており、今後の展開についても団体との調整ができています。	地域は頑張っているが、市は尾浜地区へどのように関わっているのか。市民活動助成ではなく協働事業であるのだから市もそれなりの役割を担うべきである。 他の地区でも、モデルケースとして事業を展開してはどうか。当該事業を福祉の部署の事業として展開することに提案型協働事業の意味合いがあるのではないか。 利用者のニーズをどのように支援していくのか。また、ボランティアスタッフの研修内容が見えない。 短期間であっても実績があるのであれば、実績に対して検証・評価をし、データを出すべきで、2ヵ年目の申請の際には、こうした内容を申請書類に盛り込んでほしい。 【結論】趣旨も手法も問題ない。	平成24年度2ヵ年目として、 採択
	NPO法人障害者情報ネットワーク尼崎 事業名：市内の市民活動団体の情報を共有できるインターネットサイト「市民活動の広場あまがさき」設置事業 事業内容：市民活動団体の名称・活動内容・連絡方法等の一覧表や市民活動イベントの最新情報掲載、市民活動カレンダー、市民活動団体及びイベント情報の検索のできるインターネットサイト「市民活動の広場あまがさき」を設置・維持する。 行役割の：市民活動団体及びイベント情報の提示、関係市民団体への団体情報及びイベント情報の提供協力の要請	市民活動推進担当	関係課 市民活動推進担当は平成25年度に向け、予算化を検討している。なお、現在の事業をさらに効果的な内容にすべく、平成24年度の取組について検討中である。	特になし。 【結論】趣旨も手法も問題ない。	平成24年度2ヵ年目として、 採択